

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医政局指導課

		政策体系上の位置付け
施策名	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること (I-1-1)	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
施策の概要	国民の医療に対する安心、信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進すること等を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスの提供を促進することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 人口の急速な高齢化が進む中で、疾病構造が変化し、生活習慣病が増加している。そのような状況下で生活の質の向上を実現するため、特に、4疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病)に対応した医療連携体制の早急な構築を図る必要がある。 さらに、産科・小児科、へき地等における医師不足の問題等多くの問題が指摘されているが、地域における医療提供体制の確保において重要な課題となる5事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療(小児救急医療を含む。))に対応した医療連携体制の早急な構築を図る必要がある。 また、病院を良質かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするため、病院が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査する必要がある。 さらに、質の高い医療サービスが適切に提供される体制を確立することが重要であることから、患者・国民のニーズに合った医療関連サービスを提供する必要がある。</p> <p>(有効性) 各種国庫補助等により病床不足率の減少、へき地医療拠点病院等や救命救急センター等の数の増加等が図られているところである。今後、医療計画制度を通じた医療機能の分化・連携が推進されることにより、より良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるものと考えられる。 ※医療計画制度：各都道府県が定める、医療提供体制の確保を図るための計画</p> <p>(効率性) 医療計画制度の中で都道府県ががんなどの4疾病5事業に係る医療連携体制の構築を進めることにより医療機能の分化・連携を推進することとしているが、この過程において各種国庫補助等を行うことにより都道府県の取組が着実に進められるよう支援を行っている。</p> <p>(総合的な評価) 医療計画制度を通じ日常医療圏の中で必要な医療を提供する体制の整備が図られるよう取組を進めている。がんなどの4疾病5事業に係る医療連携体制の構築については、都道府県の取組が着実に進められるよう支援を行っているところであり、医療機関の整備については、国庫補助事業等の取組により病床不足率が減少している。また、運営費等補助金や各種国庫補助等により、へき地医療拠点病院や救命救急センター等の数が増加しているなど、施策目標の達成に向けた取組が進んでいると評価できる。 さらに、医療法に基づく立入検査により医療の安全が確保されるとともに、民間事業者のサービスの活用により良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備が進められている。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) <p>(理由) 「安心と希望の医療確保ビジョン(平成20年6月)」等に沿って、予算の新規要求拡充要求等を要求中。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	各都道府県の医療計画において定められた4疾病5事業に係る医療連携体制の構築率(単位:%) (一)	—	—	—	—	—
2	病院への立入検査における指摘に対する遵守率(単位:%) (一)	96.7	96.7	97.0	97.2	集計中
3	医療関連サービス事業の事業者数 (単位:数) (一)	5,759	5,911	6,072	6,230	6,396
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1については、各都道府県が平成20年度から推進する新たな医療計画を踏まえて評価するため、平成19年度は評価不能。 ・ 指標2については、医政局指導課が各都道府県等から報告を受けて集計したもの。平成19年度の数値については、現在集計中であり、平成20年12月に公表予定。 ・ 指標3については、医政局経済課医療関連サービス室調べによる。(医療関連サービス事業の事業者の都道府県登録数、医療関連サービス事業者関連団体の会員数等の合計。)						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	「今、医療現場は様々な問題に直面していますが、国民の皆様が安心できるように、患者本位の医療体制を構築します。」 「ITを活用して救急情報を関係機関と共有するなど、救急医療の体制を整備します。」